

外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書

近年、全国各地において、外国資本等による森林の買収が報告されており、また、過疎地の集落や国境離島、自衛隊基地の周辺などの土地についても買収の動きが報じられている。この問題をきっかけに我が国の土地制度のあり方が問題視されるようになってきた。

特に森林の場合、水源涵養機能を有する重要な土地であるにもかかわらず、土地取引に特段の規制もなく、木材価格の低迷や林業の衰退により財産価値が低下していることから潜在的な売り手が多く、買収のターゲットにされやすい、売買や相続による所有者の不明化が起りやすいという傾向がある。

また、我が国は、個人の土地所有権が極めて強く、水資源の中でも地下水は、基本的に土地所有者に権利が帰属することから、利用目的が不明な森林の買収は、買収地から地下水が汲み上げられ、水資源が枯渇するのではないかという住民の不安に直結することとなる。

このような中、森林法が一部改正され、平成24年4月から森林の土地の所有者となった旨の届出制度がスタートし、森林の土地売買のより詳細な把握が可能となったところである。しかし、これは土地取引後の届出を義務付けたもので、国や地方自治体の情報把握が後手に回り、適時に適切な対応がとれないという懸念がある。

外国資本等による森林等の買収については、ダミー企業を使って実態を隠すような取引があることも指摘されており、グローバル経済が拡大する中、自由な経済活動は保障しつつも、水源涵養機能を有する森林など、国土保全の観点から重要な土地については、投機的な土地取引の規制や土地取引の透明性を図るとともに、事前に情報が把握できるような監視体制を強化する必要がある。

水資源の保全や、外国資本等による森林買収といった土地制度に関わる問題は、国土保全や国家安全保障の観点から、本来は国が対策を行うべきものであるが、国における法整備がなかなか進まない中、都道府県においては、水源地域の保全・機能の維持を目的とした独自の条例を制定せざるを得ない状況に追い込まれている。

よって、国においては、森林など公益性の高い重要な土地に係る取引について安全・安心の確保を図るため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 水源涵養機能を有する森林など公益性の高い土地については、取引の制限や開発行為の規制など、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図ること。
- 2 地下水などの水資源は、水道や農業用水等の水源として利用されるなど公共性を有していることから、これを保全するため、地下水の利用規制を図るなど、適正な水資源の利用を促すための法整備を早期に図ること。
- 3 所有権保存登記を義務化するなど、現在の土地所有の状況を正確に把握するための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文	明	殿
参議院議長	平田健	二	殿
内閣総理大臣	安倍晋	三	殿
法務大臣	谷垣禎	一	殿
外務大臣	岸田文	雄	殿
農林水産大臣	林芳	正	殿
国土交通大臣	太田昭	宏	殿
環境大臣	石原伸	晃	殿
内閣官房長官	菅 菅	義	殿